

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 54 号

岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岩手県警察本部組織条例（昭和 29 年岩手県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 刑事部</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 刑事部</p> <p>ア～キ [略]</p> <p><u>ク 犯罪による収益の移転防止に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。